

当社原子力発電所における耐震安全性評価実施計画の概要

平成 18 年 9 月 19 日、原子力安全委員会にて「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」が改訂（以下「新耐震指針」という）され、これに伴い、9 月 20 日、経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という）から、既設プラントに対する新耐震指針に照らした耐震安全性評価の実施ならびに実施計画書の提出の指示がなされた。

当社は、この指示に基づき、「既設発電用原子炉施設の耐震安全性評価実施計画書」を策定し、本日、保安院に提出するとともに、今後、同計画書に基づき、福島第一・福島第二・柏崎刈羽原子力発電所において耐震安全性評価を計画的に実施する。

なお、耐震安全性評価とは別に、「残余のリスク」についても、合わせて保安院からの指示に従って評価していく。

1. 評価対象施設

評価対象プラントは、当社既設プラント（17 基）とし、そのうち、新耐震指針における耐震重要度分類による「Sクラス」の施設について耐震安全性評価を実施する。また、「Sクラス」の施設に波及的影響を生じさせるおそれのある「Bクラス」および「Cクラス」の施設についても、評価の対象とした。

上記方針に基づき、発電所ごとに選定した評価対象施設の概要は以下のとおり。

(1) 福島第一原子力発電所 1～6号機

評価対象施設等の分類	評価対象施設等の内訳
基礎地盤	原子炉建屋基礎地盤
建物・構築物	原子炉建屋，コントロール建屋，タービン建屋 ¹ ，運用補助共用施設 ¹ ，ディーゼル発電機建屋
機器・配管系	原子炉本体，計測制御系統設備，原子炉冷却系統設備，原子炉格納施設，放射線管理設備，燃料設備，附帯設備
屋外重要土木構造物	原子炉冷却系統設備に係る土木構造物
地震随件事象	津波，周辺斜面

1：非常用ディーゼル発電機を収納するもの

(2) 福島第二原子力発電所 1～4号機

評価対象施設等の分類	評価対象施設等の内訳
基礎地盤	原子炉建屋基礎地盤
建物・構築物	原子炉建屋，コントロール建屋，海水熱交換器建屋 ²
機器・配管系	原子炉本体，計測制御系統設備，原子炉冷却系統設備，原子炉格納施設，放射線管理設備，燃料設備，附帯設備
屋外重要土木構造物	原子炉冷却系統設備に係る土木構造物
地震随件事象	津波，周辺斜面

2：原子炉補機冷却系海水ポンプを収納するもの

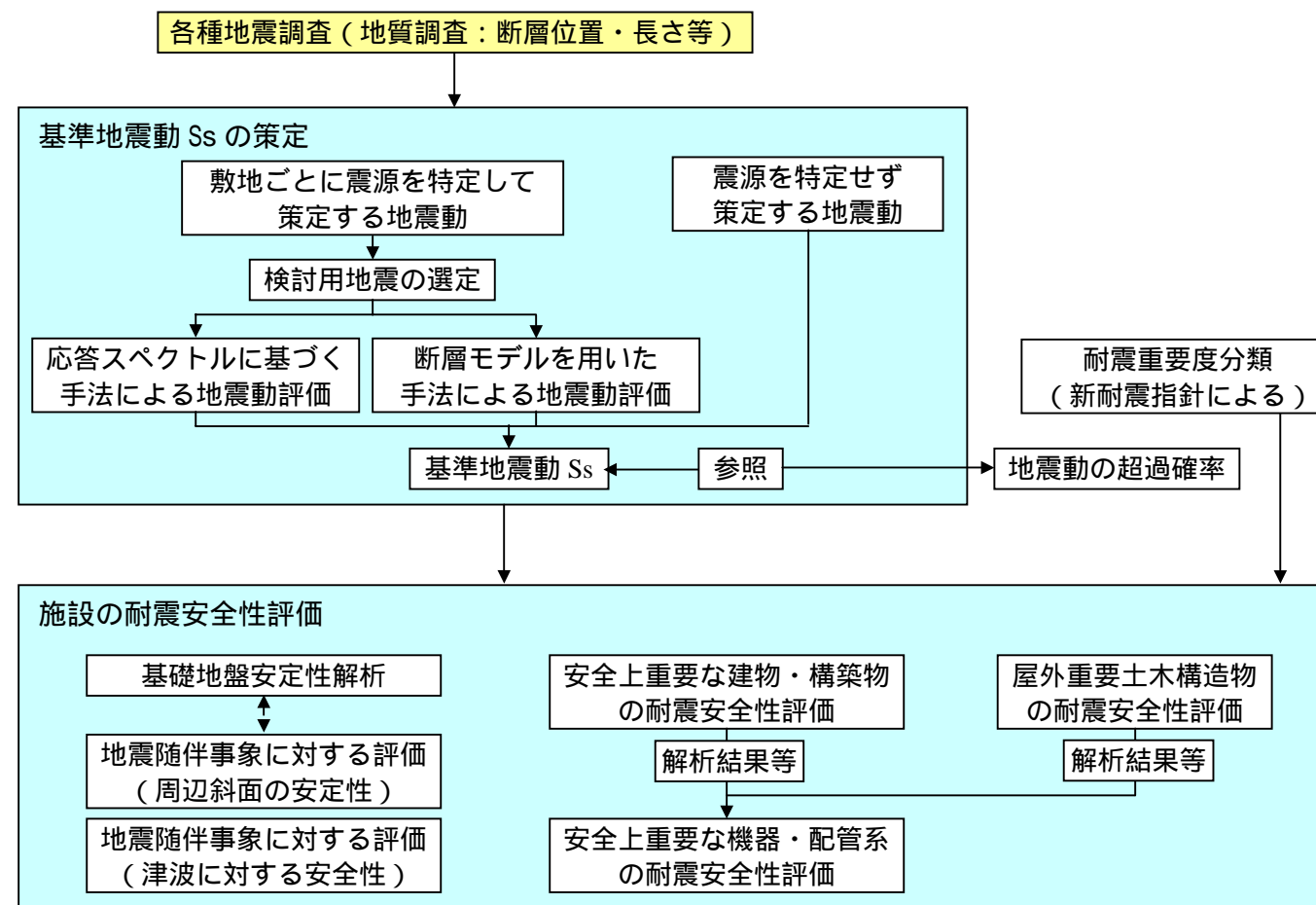
(3) 柏崎刈羽原子力発電所 1～7号機

評価対象施設等の分類	評価対象施設等の内訳
基礎地盤	原子炉建屋基礎地盤
建物・構築物	原子炉建屋，コントロール建屋，タービン建屋 ³ ，海水熱交換器建屋 ³
機器・配管系	原子炉本体，計測制御系統設備，原子炉冷却系統設備，原子炉格納施設，放射線管理設備，燃料設備，附帯設備
屋外重要土木構造物	原子炉冷却系統設備に係る土木構造物
地震随件事象	津波，周辺斜面

3：原子炉補機冷却系海水ポンプを収納するもの

2. 評価手順

評価手順は、保安院の指示に従い、以下の手順により耐震安全性評価を実施する。



3. 実施工程（予定）

発電所ごとに 2～3 年程度かけて、耐震安全性評価を実施する。

	工 程			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
福島第一原子力発電所	地質調査 平成 19 年 3 月	耐震安全性評価		平成 21 年 6 月
福島第二原子力発電所	地質調査 平成 19 年 3 月	耐震安全性評価		平成 21 年 3 月
柏崎刈羽原子力発電所	地質調査 平成 19 年 3 月	耐震安全性評価		平成 20 年 12 月